

社会福祉法人 南山城学園

介護老人保健施設 煌

通所リハビリテーションに関する重要事項説明書

(2024年11月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 煌 通所リハビリテーション
- ・開設年月日 2005年10月1日
- ・所在地 〒610-0112 京都府城陽市長池五社ヶ谷14-1
- ・電話番号 0774-54-7203・FAX番号 0774-54-2115
- ・管理者名 都留 常央
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (2652880028 号)

(2) 事業の目的

介護老人保健施設「煌」が提供する通所リハビリテーションは要介護状態と認定された利用者様に対し、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう理学療法・作業療法、またはその他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者様の心身の機能の維持向上を図ることを目的としています。

(3) 介護老人保健施設 煌 通所リハビリテーションの運営方針

- ① 当施設では、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法・作業療法またはその他の必要なリハビリテーションを行い、利用者様の心身の機能の維持向上を図り、利用者様が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努めます。
- ② 当施設では、利用者様の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者様に対し身体拘束を行いません。
- ③ 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者、及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者様が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- ④ 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者様が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- ⑤ サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者様又はその家族様に対してサービス利用上、必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者様の同意を得て実施するよう努めます。

(4) 職員体制

当事業所ではリハビリテーションを提供する職員として以下の職員を配置しています。

職種	員数	業務内容
・管理者	常勤兼務 1 名	事業運営管理全般における総括指揮監督にあたります
・医師	常勤兼務 2 名以上	利用者に対して健康管理と医療の提供にあたります
・介護職員	3 名以上	療養上の介護にあたります
・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士	常勤兼務 1 名以上	理学療法に基づき、訓練及び指導にあたります
		作業療法に基づき、訓練及び指導にあたります
		言語療法に基づき、訓練及び指導にあたります
・管理栄養士	常勤兼務 1 名以上	低栄養状態にある者又はそのおそれのある利用者に対し、介護職員等と共同して栄養ケア計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価、計画の見直し等の一連のプロセスを実施する。

(5) 通所利用+介護予防 定員 30 名（1 単位 30 名）

2. サービスと利用料金

当事業所では利用者様に対し、以下のサービスを提供します。

☆保険給付となるサービス内容

- ① 通所リハビリテーション計画の立案
- ② 食事
 - * 昼食開始予定時間：12 時～
 - * 食費（昼食代）は別途いただきます。
- ③ 入浴
 - * 一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者様には特殊機械浴槽で対応します。ただし、利用者様の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。
- ④ 医学的管理
- ⑤ 介護
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 送迎サービス

☆介護保険サービス費（ご利用者様負担分）のご案内

① 通常規模型通所リハビリテーション費（1割負担、2割負担、3割負担分）

	項目	区分	利用料(1回)			備考
			1割	2割	3割	
通常規模型通所リハビリテーション費	1時間以上 2時間未満	要介護1	381円	762円	1143円	短時間型通所リハビリテーションをご希望の方は、リハビリテーション中心のご利用となり、入浴や食事等のご利用いただけません。
		〃 2	411円	822円	1234円	
		〃 3	443円	886円	1329円	
		〃 4	473円	947円	1420円	
		〃 5	508円	1015円	1522円	
	2時間以上 3時間未満	要介護1	396円	791円	1187円	
		〃 2	453円	907円	1360円	
		〃 3	515円	1029円	1543円	
		〃 4	574円	1147円	1720円	
		〃 5	632円	1264円	1896円	
	3時間以上 4時間未満	要介護1	502円	1004円	1506円	
		〃 2	584円	1167円	1751円	
		〃 3	665円	1329円	1993円	
		〃 4	768円	1535円	2303円	
		〃 5	869円	1739円	2609円	
	4時間以上 5時間未満	要介護1	571円	1143円	1714円	
		〃 2	663円	1326円	1989円	
		〃 3	754円	1508円	2262円	
		〃 4	872円	1744円	2616円	
		〃 5	988円	1977円	2965円	
	5時間以上 6時間未満	要介護1	643円	1285円	1928円	
		〃 2	762円	1525円	2287円	
		〃 3	880円	1761円	2641円	
		〃 4	1019円	2039円	3059円	
		〃 5	1157円	2314円	3471円	
	6時間以上 7時間未満	要介護1	738円	1477円	2215円	6時間以上7時間未満の時間帯をご希望の方で送迎距離、体力、経済的理由等ある場合は、相談に応じます。
		〃 2	878円	1756円	2634円	
		〃 3	1013円	2027円	3040円	
		〃 4	1175円	2349円	3524円	
		〃 5	1332円	2665円	3998円	
	7時間以上 8時間未満	要介護1	787円	1574円	2361円	
		〃 2	932円	1865円	2798円	
		〃 3	1081円	2161円	3242円	
		〃 4	1255円	2510円	3765円	
		〃 5	1425円	2849円	4274円	

② 通所リハビリテーションサービス費(各種加算 1割負担、2割負担、3割負担分)

加算項目	利用料(1月・1回)			備考
	1割	2割	3割	
入浴介助加算	62円	124円	186円	1日につき(入浴を行った場合)
リハビリテーション マネジメント加算(ハ)	819円	1638円	2457円	月1回 ※事業所の医師が利用者又は その家族に対して説明し同意 を得た場合、左記に加えて 270 単位/月
※6ヶ月以降	489円	978円	1466円	
退院時共同指導加算	620円	1240円	1860円	1回
栄養アセスメント加算	52円	103円	155円	月1回
科学的介護推進体制加算	42円	83円	124円	月1回
短期集中個別 リハビリテーション実施加算	114円	227円	341円	1日につき
認知症短期集中個別 リハビリテーション実施加算 (Ⅰ)	248円	496円	744円	1日につき
(Ⅱ)	1983円	3967円	5950円	月1回
口腔・スクリーニング加算	21円	41円	62円	1回につき(6ヶ月に1回限度)
栄養改善加算	207円	414円	620円	1回につき(1ヶ月に2回限度)
口腔機能向上加算(Ⅰ)	155円	310円	465円	1回につき(1ヶ月に2回限度)
(Ⅱ)イ	160円	321円	481円	
(Ⅱ)ロ	165円	330円	496円	
若年性認知症利用者受入加算	62円	124円	186円	1日につき
生活行為向上 リハビリテーション実施加算	1291円	2582円	3874円	1月につき
サービス提供体制強化加算1	23円	46円	68円	1回につき
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	上記サービス費、加算合計に 8.6%を乗じた額			

※上記金額は地域区分の金額を目安で加減しておりますので、多少の誤差があります事ご了承ください。

- *1 当施設は基本的に6時間以上7時間未満の時間帯でのプログラムを組んでいます。但し、送迎の距離、体力、経済的な理由については双方話し合って決めたいと思います。
- *2 医師、看護職員、理学療法士、作業療法士等が共同して利用者様毎に個別リハビリテーション計画を作成し、当該リハビリテーション計画に基づき、医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が理学療法、作業療法、言語聴覚療法を個別に行った場合です。
- *3 上記の他に介護保険サービス費以外の利用料が加算されます。利用料の内訳は、次項「利用料金表」をご覧ください。

③ 介護保険サービス費以外の利用料金表(全額自己負担となります)

項目	料金	備考
食費(昼食代)	600円/回	*利用者様に提供する食事の材料にかかる費用
おやつ代(消費税込)	100円/回	
レクリエーション費	実費	材料費等の実費を頂きます
領収書再発行手数料(消費税込)	110円/回	サービス費請求書兼領収書の再発行手数料、領収年月日の確認及び「領収印」「再発行印」捺印の上、再発行します。
紙おむつ代(消費税込)	100円/枚	紙おむつ代
	50円/枚	尿取りパッド代

④支払い方法

- ・毎月10日以降に、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、口座振替・銀行振込の方法があります。
利用申込み時にお選びください。（詳しくは別紙「利用料金支払い方法」参照）

3. 事業実施地域及び営業時間

① 通常の事業の実施地域

城陽市全域及び、宇治市広野町・羽拍子町・神明・宇治琵琶・大久保町、井手町多賀・池ノ上、京田辺市河原・草内、宇治田原町南下中道

② 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（祝祭日を含む）	
受付時間	月～金	8時50分～17時
サービス提供時間	月～金	9時45分～15時45分
	月～金	9時05分～15時05分

③ 休業日 土曜、日曜、及び12月29日～翌年1月3日

4. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みに当たり、利用希望者様の介護保険証を確認させていただきます。

5. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者様の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・ 協力医療機関

- ・ 名称 医療法人 啓信会 京都きづ川病院
- ・ 住所 〒611-0101 城陽市西六反 26-1
- ・ 電話番号 0774-54-1111

・ 協力医療機関

- ・ 名称 社会医療法人 岡本病院（財団）京都岡本記念病院
- ・ 住所 〒613-0034 京都府久世郡久御山町佐山西ノ口 58 番地
- ・ 電話番号 0774-48-5500

・ 協力医療機関

- ・ 名称 医療法人社団 石鎚会 京都田辺中央病院
- ・ 住所 〒610 - 0334 京田辺市田辺中央 6-1-6
- ・ 電話番号 0774-63-1111

◇ 緊急時の連絡先

尚、緊急の場合には、「利用同意書」又は「緊急連絡網」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

6. 施設利用に当たっての留意事項

- (1) 飲酒・喫煙・・・・・・・・・・飲酒は禁止とする。喫煙は担当職員が見守りの元、所定の喫煙場所で喫煙して下さい。
- (2) 火気の手扱い・・・・・・・・・・基本的に禁止です。
- (3) 設備・備品の利用・・・・・・・・職員にお尋ね下さい。
- (4) 所持品・備品等の持ち込み・・利用前に職員に御相談の上ご持参下さい。
- (5) 金銭・貴重品の管理・・・・・・・・管理については自己責任をお願いします。万一紛失された場合においても施設は責任を負いません。

7. 非常災害対策

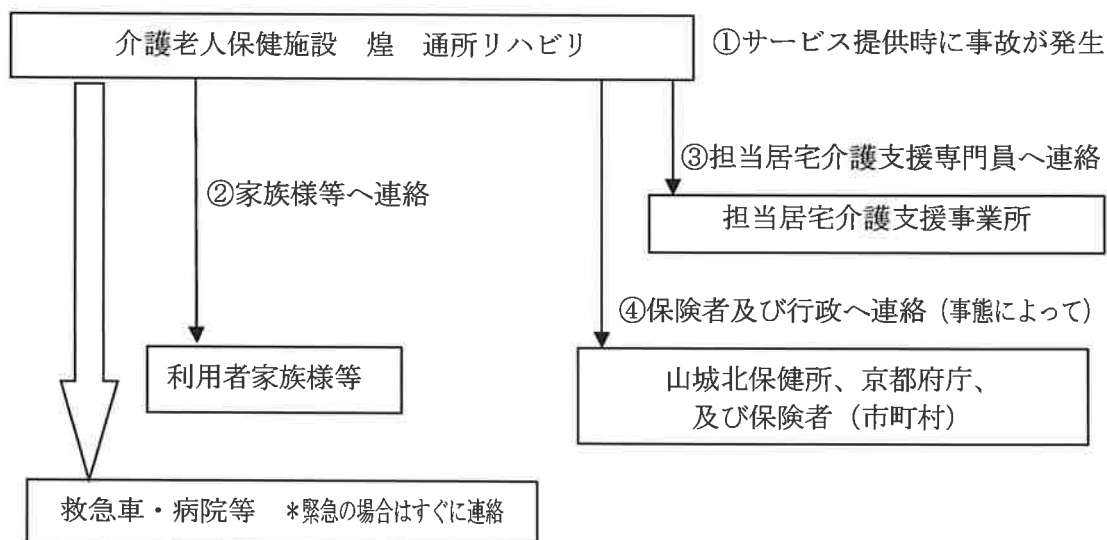
- ・防災設備：スプリンクラー、消火器、消火栓、避難待機スペース
- ・防災訓練：年2回

8. 禁止事項

当事業所では、多くの方に安心してご利用頂くために、利用者様の「営利行為、宗教の勧誘、ペットの持ち込み、他利用者様への迷惑行為、特定の政治活動」は禁止します。

9. 事故発生時の対応

通所利用者様に対する通所リハビリテーションサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに通所利用者の御家族様、山城北保健所、京都府庁、保険者（市町村）、担当居宅介護支援専門員 に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、通所利用者様に対する通所リハビリテーションサービスの提供により当施設が賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。



10. 要望及び苦情等の相談について

☆当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなど、サービス利用に関するご相談、利用者様の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受付けます。

また、文書で所定の場所に備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

○お客様相談係＜苦情受付窓口（担当者）＞ 通りハ センター長 荻野 考央

○電話番号 0774-54-7211

○FAX番号 0774-54-2115

○受付時間 毎週月曜日～金曜日（祝祭日含む） 8:50～17:00

*但し土曜、日曜、及び年末年始（12/29～1/3）は除きます。

○その他の苦情受付機関

〔保険者（市町村）窓口〕 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝祭日除く）

城陽市役所 介護保険担当窓口	〒610-0195 京都府城陽市寺田東ノ口 16・17 TEL 0774-56-4037（直通）
宇治市役所 介護保険課	〒611-8501 京都府宇治市宇治枇杷 33 番地 TEL 0774-20-8731
久御山町役場 長寿健康課	〒613-8585 京都府久世郡久御山町大字田井小字浜代 1、2 番地 TEL 075-631-9903
京田辺市役所 健康介護課	〒610-0393 京都府京田辺市田辺 80 TEL 0774-64-1373 又は 0774-64-1335
井手町 高齢福祉課	〒610-0302 京都府綴喜郡井手町大字井手小字南玉水 67 TEL 0774-82-6165

〔京都府窓口〕 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝祭日除く）

京都府庁 高齢者支援課	〒602-8570 京都府京都市下立売通新町西入藪ノ内町 TEL 075-414-4567
京都府山城広域振興局山城北保健所	〒611-0021 京都府宇治市宇治若森 7-6 TEL 0774-21-2191

〔第三者機関〕 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝祭日除く）

京都府国民健康保険団体連合会	〒600-8411 京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町 620 COCON 烏丸内 TEL 075-354-9011
京都経営者協会 CCN （苦情処理ネットワーク）	〒600-8216 京都市下京区塩小路通新町角 新京都センタービル 6F TEL 075-361-8406

☆ 即時対応が出来ない事項につきましては利用者様、家族様とのお話し合いの場を設け、検討していきます。

☆ 具体的対応をとり、利用者様、家族様より了解を得られますよう努力いたします。

11. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

